

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
いちき串木野市	出産・育児	未来の宝子育て支援金	★ <ul style="list-style-type: none"> ○出生祝金として、第1子:2万円・第2子:3万円・第3子:10万円を支給します。 ○誕生日祝金として、第3子以降出生子一人につき1歳から5歳までの誕生日ごとに1万円を支給します。 ○入学祝金として、第3子以降出生一人につき小学校入学時に入学祝金として5万円を支給します。 ○第1子以降または第3子以降出生子の養育者で、本市に引き続き1年以上住所を有する方に助成し、継続した子育て支援を行います。
いちき串木野市	出産・育児	乳児紙おむつ購入費助成事業	★ <ul style="list-style-type: none"> ○紙おむつの購入費として、乳児1人につき20,000円を限度額として助成します。 ○市内店舗で購入した紙おむつが対象で、乳児を養育している保護者に対して助成します。
いちき串木野市	出産・育児	特定不妊治療費助成事業	★ <p>医療保険が適用されず高額な医療費がかかる体外受精・顕微授精・男性不妊の不妊治療を受けた夫婦に対して、不妊治療助成金を給付する「特定不妊治療費助成事業」を実施しています。</p> <p>1 交付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 特定不妊治療を受けており、かつ法律上の婚姻をしている夫婦であること。 (2) 夫婦のいずれかが市内に住所を有しており、かつ1年以上居住している夫婦であること。 (3) 夫及び妻の前年の所得(ただし、1月から5月までの申請については前々年の所得)の合計が730万円未満であること。 (4) 市税、市営住宅の家賃、保育料等の滞納がないこと。 (5) 妻の治療初日年齢が43歳未満 (6) 県の不妊治療費助成事業承認決定者 <p>2 助成額</p> <p>特定不妊治療・男性不妊治療</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1回の治療につき各10万円上限 ・妻の年齢(治療初日) 40歳未満の方 通算各6回 40～42歳の方 通算各3回 <p>・ただし、他の市町村(政令市及び中核市を除く)から既に助成を受けている場合は、その助成回数を通算回数から控除します。</p> <p>・申請期限: 県の決定通知日から起算して3か月以内</p>
いちき串木野市	出産・育児	地域子育て支援センター事業	★ <p>乳幼児を持つ全ての子育て家族の育児相談、育児サークルの育成支援等を行います。相談及びサークル参加申込みについては随時受け付けています。(相談、参加費は無料)</p>
いちき串木野市	出産・育児	子ども医療費助成事業	★ <ul style="list-style-type: none"> ○医療費の自己負担額を全額助成します。 ○健康保険に加入し、本市に住所を有する中学卒業まで(満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の子どもが対象です。 <p>※ただし生活保護世帯、重度心身障害者医療費助成受給者、ひとり親家庭等医療費助成受給者は対象外です。</p>